

●建築物の用途制限の概要

特定用途制限地域(平成29年9月26日決定 一宮町告示第76号)

建築物の用途 ○:建築できる、×:建築できない、▲①②:備考参照		①県道飯岡 一宮線東浪 見地区	②県道飯岡 一宮線一宮 地区	③国道128 号沿道地区	備考
住宅	住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	
	兼用住宅で、非住居部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	○	
店舗等	床面積が、150㎡以下のもの	○	○	○	▲サーフィン関係、日用品販売店舗、食堂、喫茶店、理髪店、建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下
	床面積が、150㎡を超え500㎡以下のもの	▲	○	○	
	床面積が、500㎡を超え1,500㎡以下のもの	×	○	○	
	床面積が、1,500㎡を超え3,000㎡以下のもの	×	○	○	
	床面積が、3,000㎡を超え10,000㎡以下のもの	×	×	×	
事務所等	床面積が、10,000㎡を超えるもの	×	×	×	
	床面積が、150㎡以下のもの	○	○	○	
	床面積が、150㎡を超え500㎡以下のもの	×	○	○	
	床面積が、500㎡を超え1,500㎡以下のもの	×	○	○	
	床面積が、1,500㎡を超え3,000㎡以下のもの	×	▲	▲	▲2階以下
床面積が、3,000㎡を超えるもの	×	×	×		
ホテル、旅館		①	②	②	①400㎡以下 ②1,500㎡以下
建築基準法別表第2(リ)項第3号		×	×	×	ラブホテルなど
遊戯施設	ボーリング場、水泳場、ゴルフ練習場	×	○	○	
	カラオケボックス等	×	▲	▲	▲400㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	×	▲	▲800㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	▲	▲200㎡未満
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等	×	×	×	
公共施設、学校、病院等	幼稚園、小・中・高等学校、	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校	×	○	○	
	図書館等	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	
	病院	×	○	○	
	診療所、公衆浴場、保育所等	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	○	○	▲600㎡以下
自動車教習所	×	×	×		
工場、倉庫等	単独車庫(付属車庫を除く)	×	▲	○	▲300㎡以下、2階以下
	建築物附属自動車車庫	①	②	○	①600㎡以下1階以下 ②2階以下
	倉庫業倉庫	×	▲	○	▲900㎡以下
	畜舎(15㎡を超えるもの)	×	▲	×	▲200㎡以下
	サーフィン関係、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋で作業場の床面積が400㎡以下	▲	○	○	▲2階以下
	危険性や環境を悪化させる恐れが非常に少ない工場	×	×	×	
	危険性や環境を悪化させる恐れが少ない工場	×	×	×	
	危険性や環境を悪化させる恐れがやや多い工場	×	×	×	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させる恐れがある工場	×	×	×	
	自動車修理工場	×	①	②	①500㎡以下 ②200㎡以下
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	×	○	○
量が少ない施設		×	×	×	
量がやや多い施設		×	×	×	
量が多い施設		×	×	×	
ほか	産業廃棄物処理施設	×	×	×	
	ガソリンスタンド	×	○	○	

注記: 本表は建築基準法別表第2(サーフィン関係を除く)を基に作成した参考表となります。

制限の内容については、必ず一宮町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例及び施行規則をご確認ください。